

発行登録追補目論見書

平成 29 年 6 月

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	28-関東117-4
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月2日
【会社名】	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大久保 哲夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	03(6256)6000(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部文書チーム長 中村 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	03(6256)6000(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部統括主任調査役 金井 康樹
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第6回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債） 20,000百万円
	第7回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債） 20,000百万円
	計 40,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年7月22日
効力発生日	平成28年8月1日
有効期限	平成30年7月31日
発行登録番号	28-関東117
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 7,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
28-関東117-1	平成28年9月2日	100,000百万円	-	-
28-関東117-2	平成28年12月2日	30,000百万円	-	-
28-関東117-3	平成28年12月2日	10,000百万円	-	-
実績合計額(円)		140,000百万円 (140,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

5,600億円

(5,600億円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

－円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。） （第6回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託 （第6回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債）】	6
3 【新規発行社債（短期社債を除く。） （第7回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債）】 ..	7
4 【社債の引受け及び社債管理の委託 （第7回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（10年債）】 ..	13
5 【新規発行による手取金の使途】	13
第2 【売出要項】	14
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	15
第二部 【公開買付けに関する情報】	16
第三部 【参照情報】	17
第1 【参照書類】	17
第2 【参照書類の補完情報】	18
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	19
第四部 【保証会社等の情報】	20
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	21
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	22
・平成29年3月期連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の業績の概要	26
・第6期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の業績の概要	66

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（第6回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付））（10年債）】

銘柄	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第6回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付)
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.575%
利払日	毎年6月8日及び12月8日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成29年12月8日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年6月8日及び12月8日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注)7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)12 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成39年6月8日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成39年6月8日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 当社は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）又は資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還がなされる日（同日を含む。）までの経過利息を付して期限前償還することができる。</p> <p>「税務事由」とは、日本の税制又はその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨の意見書を、当社が、日本において全国的に認知されており、かつ当該事由に関して経験を有する法律事務所又は税務の専門家から受領した場合をいう。この場合、当社は、当該意見書を別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に交付する。</p>
	「資本事由」とは、本社債の全部又は一部が現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に算入されな

	<p>いこととする内容の当社に適用のある自己資本比率規制に関する法令等（法令、規則、告示又は金融庁その他の監督当局の監督指針若しくは当該法令、規則又は告示に関する公式見解（金融庁が公表し、都度改正する自己資本比率規制に関するQ&Aと題する文書を含む。）をいい、これらを改正又は変更するものを含む。）が公布又は公表された場合、その他当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、当社に適用のある自己資本比率規制上現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に、本社債の全部又は一部が算入されないこととなると判断した場合をいう。</p> <p>(4) 本項第(3)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は、その旨及び期限前償還しようとする日その他必要な事項を、同号に基づく意見書を添えて別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に通知した後、当該期限前償還しようとする日前の30日以上60日以下の期間内に、別記「(注)8 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。かかる財務代理人に対する通知及び社債権者に対する公告又はその他の方法による通知は取り消すことができない。また、本項第(3)号に定める意見書は、当社の本店に備えられ、その営業時間中に社債権者の閲覧に供され、社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその申込人の負担とする。</p> <p>(5) 本項第(4)号に別段の定めがある場合を除き、同号の手續に要する一切の費用はこれを当社の負担とする。</p> <p>(6) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでも金融庁長官の事前の確認を受けたうえでこれを行うことができる。</p> <p>(7) 本社債の償還については、本項のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注)7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)12 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年6月2日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年6月8日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからA（シングルA）の信用格付を平成29年6月2日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更す

ることがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA+（シングルAプラス）の信用格付を平成29年6月2日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<http://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 財務代理人

(1) 当社は、三井住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）との間に平成29年6月2日付三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第6回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

(3) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

(4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本(注)8に定める公告の方法により社債権者に通知する。

5 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債には期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の

決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生又は同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において本(注)6(1)①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)6(1)①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生する。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生する。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債及び(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本(注)6(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債

の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7 実質破綻時債務免除特約

(1) 当社について実質破綻事由（下記に定義する。以下同じ。）が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第1項及び別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から債務免除日（下記に定義する。以下同じ。）までの期間中、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日（同日を含む。）までに期限が到来したものを除く。以下本(注)7において同じ。）の支払債務に係る支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について特定第二号措置（預金保険法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有する。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法第126条の2第1項において定義される意味を有する。）を行った場合をいう。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

(2) 実質破綻事由が生じた場合、当社は、その旨、債務免除日及び本(注)7(1)に従い当社が本社債の元利金の支払債務を免除されることその他必要事項を、当該債務免除日の8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知し、また、当該債務免除日の前日までに本(注)8に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。ただし、債務免除日の8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知を行うことができないときは、当該通知を行うことが可能になった時以降すみやかにこれを行い、また、債務免除日の前日までに社債権者に通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。

(3) 実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

(4) 実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

8 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

9 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)4に定める財務代理人を除く。）の変更は、本(注)6(2)の規定に反しない範囲で、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 本(注)10(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

11 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

12 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（第6回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付））（10年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	11,200	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,400	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	800	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	400	
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	200	
計	—	20,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（第7回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付））（10年債）】

銘柄	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第7回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	1 平成29年6月8日の翌日から平成34年6月8日まで 年0.42% 2 平成34年6月8日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第1項第(3)号②の規定に基づき定められる6ヶ月円ライボーに0.32%を加えた利率とする。
利払日	毎年6月8日及び12月8日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、毎年6月8日及び12月8日（以下「支払期日」という。）に本項第(2)号及び第(3)号に定める方法によりこれを支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から平成34年6月8日までの本社債の利息については、平成29年12月8日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後の各支払期日に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 平成34年6月8日の翌日以降の本社債の利息については、各支払期日に各々本号①に定める方法により計算される金額を支払う。支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>①各利息計算期間（下記に定義する。）に関し、各社債権者が各口座管理機関に保有する各本社債の金額の総額について支払われる利息金額は、当該各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じることにより計算し、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本号①において通貨あたりの利子額とは、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程施行規則に従い、1円に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる金額（ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。）をいう。</p> <p>「利息計算期間」とは、平成34年6月8日の翌日に開始し、その直後に到来する支払期日に終了する期間及び以降のいずれかの支払期日の翌日に開始しその次の支払期日又は償還期日に終了する連続する各期間をいう。</p> <p>②(イ) 別記「利率」欄第2項に定める利率の決定に使用されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金オフワード・レート（以下「6ヶ月円ライボー」という。）は、各利息計算期間の開始直前の支払期日からロンドンにおける2銀行営業日遡った日（以下「利率基準日」という。）のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁（アイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）（又は下記レートの管理を承継するその他の者）が管理する円預金のロンドン銀行間オフワード・レートを表示するロイターの3750頁又はその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。）の画面上に表示される6ヶ月円ライボーとし、各利率基準日の</p>

	翌日（東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌銀行営業日。以下「利率決定日」という。）に当社がこれを決定する。
	<p>(ロ) 利率基準日に、6ヶ月円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不能となった場合には、当社は、利率決定日にすべての利率照会銀行（その利率基準日の前日（ロンドンにおける銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日。）のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁の画面上に表示された6ヶ月円ライボーを算出するために、そのレートを提供しそれが利用された銀行をいい、以下「利率照会銀行」という。）の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在のレートとされた6ヶ月円ライボーの提示を求め、その算術平均値（上位及び下位の各2つを除き、算術平均値を算出した上、小数点第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月円ライボーとする。</p> <p>(ハ) 本②(ロ)の場合で、当社に6ヶ月円ライボーを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月円ライボーは、当該利率照会銀行の6ヶ月円ライボーの算術平均値（算術平均値を算出した上、小数点第5位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(ニ) 本②(ロ)の場合で、当社に6ヶ月円ライボーを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月円ライボーは、当該利率基準日の前日（ロンドンにおける銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日。）のロンドン時間午前11時現在のレートとしてロイター3750頁の画面上に表示された6ヶ月円ライボーとする。</p> <p>(4) 当社は、別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に本項第(3)号に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。</p> <p>(5) 当社及び財務代理人は、各利息計算期間の開始日から東京における5銀行営業日以内（利息計算期間の開始日を含む。）に、本項第(3)号により決定された本社債の利率を、その本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。ただし、当社については、当該利率を自らのホームページ上に掲載することをもって、これに代えることができるものとする。</p> <p>(6) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>(7) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注)7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)12 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成39年6月8日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成39年6月8日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 当社は、平成34年6月8日以降に到来するいずれかの支払期日（別記「利息支払の方法」欄第1項に定義する支払期日をいう。）に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたいうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還がなされる日（同日を含む。）までの経過利息を付して期限前償還することができる。</p> <p>(3) 本項第(2)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は、その旨及び期限前償還しようとする日その他必要な事項を、別記「(注)4 財務代理人」に定める財務代理人に通知した後、当該期限前償還しようとする日前の30日以上60日以下の期間内に、別記「(注)8 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>(4) 当社は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）又は資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場</p>

	<p>合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還がなされる日（同日を含む。）までの経過利息を付して期限前償還することができる。</p>
	<p>「税務事由」とは、日本の税制又はその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨の意見書を、当社が、日本において全国的に認知されており、かつ当該事由に関して経験を有する法律事務所又は税務の専門家から受領した場合をいう。この場合、当社は、当該意見書を別記「(注) 4 財務代理人」に定める財務代理人に交付する。</p> <p>「資本事由」とは、本社債の全部又は一部が現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に算入されないこととする内容の当社に適用のある自己資本比率規制に関する法令等（法令、規則、告示又は金融庁その他の監督当局の監督指針若しくは当該法令、規則又は告示に関する公式見解（金融庁が公表し、都度改正する自己資本比率規制に関するQ&Aと題する文書を含む。）をいい、これらを改正又は変更するものを含む。）が公布又は公表された場合、その他当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、当社に適用のある自己資本比率規制上現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に、本社債の全部又は一部が算入されないこととなると判断した場合をいう。</p> <p>(5) 本項第(4)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は、その旨及び期限前償還しようとする日その他必要な事項を、同号に基づく意見書を添えて別記「(注) 4 財務代理人」に定める財務代理人に通知した後、当該期限前償還しようとする日前の30日以上60日以下の期間内に、別記「(注) 8 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。かかる財務代理人に対する通知及び社債権者に対する公告又はその他の方法による通知は取り消すことができない。また、本項第(4)号に定める意見書は、当社の本店に備えられ、その営業時間中に社債権者の閲覧に供され、社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその申込人の負担とする。</p> <p>(6) 本社債の償還すべき日（期限前償還しようとする場合の期限前償還しようとする日を含み、以下「償還期日」という。）が東京における銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、平成34年6月8日以前に期限前償還される場合において、当該日が東京における銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(7) 本項第(5)号に別段の定めがある場合を除き、同号の手續に要する一切の費用はこれを当社の負担とする。</p> <p>(8) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでも金融庁長官の事前の確認を受けたうえでこれを行うことができる。</p> <p>(9) 本社債の償還については、本項のほか、別記「(注) 6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注) 7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注) 12 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年6月2日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年6月8日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからA（シングルA）の信用格付を平成29年6月2日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA+（シングルAプラス）の信用格付を平成29年6月2日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<http://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 財務代理人

(1) 当社は、三井住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）との間に平成29年6月2日付三井住

友トラスト・ホールディングス株式会社第7回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

- (2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (3) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。
- (4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本(注)8に定める公告の方法により社債権者に通知する。

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債には期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生又は同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

- ④ 当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において本(注)6(1)①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)6(1)①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手

続上発生する。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生する。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債及び(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件(ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本(注)6(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7 実質破綻時債務免除特約

- (1) 当社について実質破綻事由(下記に定義する。以下同じ。)が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第1項及び別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から債務免除日(下記に定義する。以下同じ。)までの期間中、本社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じた日(同日を含む。)までに期限が到来したものを除く。以下本(注)7において同じ。)の支払債務に係る支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について特定第二号措置(預金保険法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有する。)を講ずる必要がある旨の特定認定(預金保険法第126条の2第1項において定義される意味を有する。)を行った場合をいう。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

- (2) 実質破綻事由が生じた場合、当社は、その旨、債務免除日及び本(注)7(1)に従い当社が本社債の元利金の支払債務を免除されることその他必要事項を、当該債務免除日の8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知し、また、当該債務免除日の前日までに本(注)8に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。ただし、債務免除日の8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知を行うことができないときは、当該通知を行うことが可能になった時以降すみやかにこれを行い、また、債務免除日の前日までに社債権者に通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。
- (3) 実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

8 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

9 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4に定める財務代理人を除く。)の変更は、本(注)6(2)の規定に反しない範囲で、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本(注)10(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

11 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

12 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（第7回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付））（10年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	11,200	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受けを行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,400	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	800	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	400	
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	200	
計	—	20,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
40,000	218	39,782

(注) 上記金額は、第6回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）及び第7回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額39,782百万円は、三井住友信託銀行株式会社への貸出（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）として、平成29年度上期中を目途に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月28日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月10日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成29年6月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月30日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成29年6月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成29年2月14日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成29年6月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成29年2月27日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成29年6月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成29年5月15日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 北村 邦太郎

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

1,679,930百万円

(参考)

(平成26年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
466円	×	3,903,486,408株	=	1,819,024百万円

(平成27年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
495.5円	×	3,903,486,408株	=	1,934,177百万円

(平成28年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
329.6円	×	3,903,486,408株	=	1,286,589百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

平成28年12月31日現在、当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社71社及び持分法適用関連会社22社で構成されており、幅広く金融関連業務を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。



- (注) 1. ○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。
 2. 「その他」は各報告セグメントに帰属しない区分であります。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,323,269	1,115,781	1,187,565	1,203,554	1,198,904
うち連結信託報酬	百万円	98,207	96,190	104,747	104,703	105,537
連結経常利益	百万円	272,137	255,075	258,021	292,483	278,061
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	164,660	133,768	137,675	159,665	166,909
連結包括利益	百万円	197,182	279,612	239,712	499,385	59,359
連結純資産額	百万円	2,337,031	2,330,474	2,441,043	2,716,973	2,704,511
連結総資産額	百万円	34,376,309	37,704,031	41,889,413	46,235,949	58,229,948
1株当たり純資産額	円	413.11	470.71	511.02	618.63	618.11
1株当たり当期純利益金額	円	38.54	31.27	34.48	40.38	43.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	34.48	40.38	43.32
自己資本比率	%	5.31	4.89	5.02	5.16	4.08
連結自己資本利益率	%	9.58	7.48	7.13	7.22	7.00
連結株価収益率	倍	6.84	14.16	13.51	12.26	7.60
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,495,329	517,965	2,258,701	1,349,631	9,752,429
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,124,294	700,274	734,169	1,646,991	△380,627
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△22,660	△349,728	△262,800	△409,452	△64,122
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	1,726,575	2,609,409	5,400,503	8,022,017	17,323,915
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	20,305 [3,911]	20,189 [3,431]	20,890 [2,907]	20,965 [2,652]	21,852 [2,694]
合算信託財産額	百万円	168,335,650	180,208,811	197,783,263	223,925,575	236,757,301

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)を適用しております。
3. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、平成23年度及び平成24年度については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均連結自己資本額で除して算出しております。
なお、平成23年度は、株式交換による増加を反映した期首の連結自己資本金額により期中平均連結自己資本額を算出しております。
6. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、平成27年度連結会計年度より、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
7. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社ごとの信託財産額を単純合算の上、資産管理を目的として連結子会社間で再信託を行っている金額を控除しております。

(平成23年度の合算対象の連結子会社)

中央三井信託銀行株式会社

中央三井アセット信託銀行株式会社

住友信託銀行株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

(平成24年度以降の合算対象の連結子会社)

三井住友信託銀行株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

(2) 単体

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
営業収益	百万円	41,253	57,325	34,530	59,918	59,926
経常利益	百万円	27,416	46,093	24,856	51,168	50,504
当期純利益	百万円	27,409	46,089	24,431	51,173	50,503
資本金	百万円	261,608	261,608	261,608	261,608	261,608
発行済株式総数	千株					
普通株式		4,153,486	3,903,486	3,903,486	3,903,486	3,903,486
第七種優先株式		109,000	109,000	109,000	—	—
純資産額	百万円	1,740,446	1,546,032	1,622,731	1,503,048	1,493,582
総資産額	百万円	1,932,107	1,708,113	1,755,995	1,654,043	1,824,180
1株当たり純資産額	円	392.30	389.30	387.32	389.02	388.28
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円					
普通株式		8.50 (4.00)	9.00 (4.25)	10.00 (5.00)	12.00 (5.50)	13.00 (6.50)
第七種優先株式		42.30 (21.15)	42.30 (21.15)	42.30 (21.15)	21.15 (21.15)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額	円	5.49	10.04	5.13	12.54	13.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	5.13	12.54	13.10
自己資本比率	%	90.07	90.50	92.40	90.85	81.85
自己資本利益率	%	2.04	2.70	1.34	3.24	3.37
株価収益率	倍	48.08	44.10	90.70	39.50	25.13
配当性向	%	154.82	89.60	194.65	95.68	99.15
従業員数	人	159	60	46	39	35

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)を適用しております。
3. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、第1期及び第2期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 自己資本利益率は、当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均自己資本額で除して算出しております。
6. 第2期の発行済株式総数の減少は、平成25年3月22日に自己株式の消却を行ったことによるものであります。

平成29年3月期連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の業績の概要

平成29年5月15日開催の取締役会において承認を受け、公表した平成29年3月期連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、この連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
現金預け金	19,924,523	26,944,478
コールローン及び買入手形	705,252	124,706
買現先勘定	110,377	83,888
債券貸借取引支払保証金	326,457	480,453
買入金銭債権	889,445	906,572
特定取引資産	614,290	496,563
金銭の信託	1,749	1,650
有価証券	4,926,236	5,127,717
貸出金	27,525,862	28,040,446
外国為替	17,223	16,189
リース債権及びリース投資資産	608,433	667,808
その他資産	1,622,859	1,638,186
有形固定資産	226,824	225,814
建物	74,417	74,330
土地	127,424	125,959
リース資産	3,437	5,901
建設仮勘定	1,877	811
その他の有形固定資産	19,667	18,812
無形固定資産	202,163	214,790
ソフトウェア	91,241	114,447
のれん	100,019	90,492
リース資産	212	188
その他の無形固定資産	10,689	9,661
退職給付に係る資産	91,404	119,018
繰延税金資産	23,952	23,243
支払承諾見返	503,742	458,010
貸倒引当金	△90,851	△115,814
資産の部合計	58,229,948	65,453,725

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
預金	26,701,948	36,000,814
譲渡性預金	7,130,632	7,326,617
コールマネー及び売渡手形	38,968	54,089
売現先勘定	653,456	1,063,737
債券貸借取引受入担保金	—	13,699
特定取引負債	451,751	366,879
借入金	2,580,524	3,463,105
外国為替	259	236
短期社債	1,253,207	904,248
社債	1,076,118	1,385,098
信託勘定借	13,694,600	10,274,143
その他負債	1,253,630	1,151,325
賞与引当金	16,321	16,331
役員賞与引当金	255	259
退職給付に係る負債	13,937	14,048
ポイント引当金	17,711	17,519
睡眠預金払戻損失引当金	3,676	3,583
偶発損失引当金	7,642	7,774
繰延税金負債	123,927	137,501
再評価に係る繰延税金負債	3,126	3,016
支払承諾	503,742	458,010
負債の部合計	55,525,436	62,662,042
純資産の部		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金	645,106	645,048
利益剰余金	1,087,195	1,159,028
自己株式	△27,097	△34,061
株主資本合計	1,966,813	2,031,623
その他有価証券評価差額金	467,517	476,848
繰延ヘッジ損益	△13,169	△21,018
土地再評価差額金	△5,819	△6,067
為替換算調整勘定	2,800	2,135
退職給付に係る調整累計額	△41,168	△20,905
その他の包括利益累計額合計	410,160	430,992
新株予約権	421	577
非支配株主持分	327,116	328,488
純資産の部合計	2,704,511	2,791,682
負債及び純資産の部合計	58,229,948	65,453,725

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
経常収益	1,198,904	1,261,272
信託報酬	105,537	99,870
資金運用収益	372,076	384,354
貸出金利息	259,957	279,228
有価証券利息配当金	86,544	80,305
コールローン利息及び買入手形利息	857	1,341
買現先利息	925	973
債券貸借取引受入利息	18	7
預け金利息	18,610	18,110
その他の受入利息	5,161	4,387
役務取引等収益	356,247	397,531
特定取引収益	15,964	18,338
その他業務収益	286,009	296,261
その他経常収益	63,068	64,915
償却債権取立益	2,795	2,813
その他の経常収益	60,273	62,101
経常費用	920,842	1,064,889
資金調達費用	141,131	165,271
預金利息	61,617	79,629
譲渡性預金利息	16,575	27,879
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,234	912
売現先利息	4,403	8,230
債券貸借取引支払利息	7	24
借用金利息	9,143	9,438
短期社債利息	2,810	5,245
社債利息	15,788	17,269
その他の支払利息	29,550	16,642
役務取引等費用	80,428	85,319
特定取引費用	428	1,297
その他業務費用	216,036	318,885
営業経費	405,078	435,335
その他経常費用	77,739	58,779
貸倒引当金繰入額	19,195	26,320
その他の経常費用	58,544	32,458
経常利益	278,061	196,383

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
特別利益	2,720	1,615
固定資産処分益	1,846	1,615
負ののれん発生益	874	—
特別損失	7,645	6,863
固定資産処分損	3,565	992
減損損失	4,080	5,870
税金等調整前当期純利益	273,136	191,135
法人税、住民税及び事業税	72,470	52,274
法人税等調整額	21,515	4,654
法人税等合計	93,986	56,929
当期純利益	179,150	134,206
非支配株主に帰属する当期純利益	12,240	12,759
親会社株主に帰属する当期純利益	166,909	121,446

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益	179,150	134,206
その他の包括利益	△119,791	21,148
その他有価証券評価差額金	△33,514	11,809
繰延ヘッジ損益	3,149	△9,314
土地再評価差額金	175	—
為替換算調整勘定	△11,134	△1,360
退職給付に係る調整額	△77,014	20,293
持分法適用会社に対する持分相当額	△1,451	△279
包括利益	59,359	155,354
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	47,474	142,527
非支配株主に係る包括利益	11,884	12,827

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	645,261	970,373	△17,057	1,860,185
当期変動額					
剰余金の配当			△50,105		△50,105
親会社株主に帰属する当期純利益			166,909		166,909
自己株式の取得				△10,069	△10,069
自己株式の処分		0		29	29
連結子会社株式の取得による持分の増減		△155			△155
連結子会社株式の売却による持分の増減			△25		△25
土地再評価差額金の取崩			43		43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△154	116,822	△10,040	106,627
当期末残高	261,608	645,106	1,087,195	△27,097	1,966,813

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	505,448	△20,605	△5,951	14,953	35,793	529,638	246	326,902	2,716,973
当期変動額									
剰余金の配当									△50,105
親会社株主に帰属する当期純利益									166,909
自己株式の取得									△10,069
自己株式の処分									29
連結子会社株式の取得による持分の増減									△155
連結子会社株式の売却による持分の増減									△25
土地再評価差額金の取崩									43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△37,930	7,435	131	△12,153	△76,961	△119,478	175	213	△119,089
当期変動額合計	△37,930	7,435	131	△12,153	△76,961	△119,478	175	213	△12,461
当期末残高	467,517	△13,169	△5,819	2,800	△41,168	410,160	421	327,116	2,704,511

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	645,106	1,087,195	△27,097	1,966,813
当期変動額					
剰余金の配当			△49,861		△49,861
親会社株主に帰属する当期純利益			121,446		121,446
自己株式の取得				△6,983	△6,983
自己株式の処分		△0		19	18
連結子会社株式の取得による持分の増減		△57			△57
土地再評価差額金の取崩			247		247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△58	71,833	△6,964	64,810
当期末残高	261,608	645,048	1,159,028	△34,061	2,031,623

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	467,517	△13,169	△5,819	2,800	△41,168	410,160	421	327,116	2,704,511
当期変動額									
剰余金の配当									△49,861
親会社株主に帰属する当期純利益									121,446
自己株式の取得									△6,983
自己株式の処分									18
連結子会社株式の取得による持分の増減									△57
土地再評価差額金の取崩									247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,331	△7,848	△247	△665	20,263	20,832	155	1,372	22,360
当期変動額合計	9,331	△7,848	△247	△665	20,263	20,832	155	1,372	87,171
当期末残高	476,848	△21,018	△6,067	2,135	△20,905	430,992	577	328,488	2,791,682

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	273,136	191,135
減価償却費	30,461	32,336
減損損失	4,080	5,870
のれん償却額	8,416	9,464
負ののれん発生益	△874	—
持分法による投資損益 (△は益)	△7,702	△6,950
貸倒引当金の増減 (△)	△2,535	24,962
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8	10
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	25	4
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	98,195	△13,650
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,830	135
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,216	△192
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	77	△92
偶発損失引当金の増減 (△)	△891	131
資金運用収益	△372,076	△384,354
資金調達費用	141,131	165,271
有価証券関係損益 (△)	△82,002	60,574
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△39	△43
為替差損益 (△は益)	70,463	18,015
固定資産処分損益 (△は益)	1,718	△623
特定取引資産の純増 (△) 減	140,672	117,726
特定取引負債の純増減 (△)	46,562	△84,871
貸出金の純増 (△) 減	△1,966,797	△517,960
預金の純増減 (△)	1,624,350	9,309,675
譲渡性預金の純増減 (△)	560,064	195,985
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△5,135	877,614
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△91,858	187,520
コールローン等の純増 (△) 減	△568,738	589,770
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△15,650	△153,996
コールマネー等の純増減 (△)	△268,118	425,402
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	—	13,699
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△4,490	1,034
外国為替 (負債) の純増減 (△)	118	△22
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△47,042	△59,374
短期社債 (負債) の純増減 (△)	278,889	△348,958
普通社債発行及び償還による増減 (△)	11,511	219,207
信託勘定借の純増減 (△)	9,711,339	△3,420,456
資金運用による収入	385,989	393,100
資金調達による支出	△151,477	△161,877
その他	8,172	△57,493
小計	9,813,000	7,627,731
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△60,571	△94,387
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,752,429	7,533,343

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△5,512,916	△5,658,711
有価証券の売却による収入	3,242,654	3,745,007
有価証券の償還による収入	1,996,948	1,657,757
金銭の信託の増加による支出	△250	—
有形固定資産の取得による支出	△20,408	△12,428
有形固定資産の売却による収入	4,353	3,148
無形固定資産の取得による支出	△51,259	△49,752
無形固定資産の売却による収入	0	1
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△39,910	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	160	—
持分法適用関連会社株式の取得による支出	—	△24,381
投資活動によるキャッシュ・フロー	△380,627	△339,358
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	—	10,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△30,000	△5,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	178,883	139,133
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△141,269	△50,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△434	△170
配当金の支払額	△50,102	△49,847
非支配株主への配当金の支払額	△11,159	△11,123
自己株式の取得による支出	△10,069	△6,983
自己株式の売却による収入	29	18
財務活動によるキャッシュ・フロー	△64,122	26,026
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5,780	△12,536
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	9,301,898	7,207,476
現金及び現金同等物の期首残高	8,022,017	17,323,915
現金及び現金同等物の期末残高	17,323,915	24,531,391

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 71社

主要な会社名

三井住友信託銀行株式会社

(連結の範囲の変更)

SMT Fund Services(UK)Limitedほか1社は、清算に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ハミングバード株式会社

アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合

ハミングバード株式会社ほか30社は、匿名組合方式による貸貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表等規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合ほか、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 23社

主要な会社名

日本株主データサービス株式会社

住信SBIネット銀行株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

Marubeni SuMiT Rail Transport Inc.ほか3社は、株式取得等により当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社

主要な会社名

ハミングバード株式会社

アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合

ハミングバード株式会社ほか30社は、匿名組合方式による貸貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表等規則第10条第1項第2号により持分法の対象から除外しております。

また、アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合ほか、その他の持分法非適用の非連結子会社、関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

4月末日	2社
5月末日	1社
8月末日	1社
9月末日	5社
11月末日	1社
12月末日	10社
1月24日	3社
1月末日	2社
3月末日	46社

(2) 4月末日を決算日とする連結子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、5月末日を決算日とする連結子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、8月末日を決算日とする連結子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、9月末日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、11月末日を決算日とする連結子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、1月24日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については連結決算期末月1カ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を検証しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,070百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

一部の連結子会社の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「ダイナースクラブカード」等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、三井住友信託銀行株式会社において一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

三井住友信託銀行株式会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施して実施した多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は145百万円(税効果額控除前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

在外子会社及び関連会社に対する持分への投資の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法を適用しております。

(ハ) 株価変動リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社のその他有価証券のうち一部の株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、時価ヘッジによっており、当該個別ヘッジに係るヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動額を比較する比率分析により有効性の評価をしております。

(ニ) 連結会社間取引等

三井住友信託銀行株式会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

また、その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。

(15) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20 年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に全額償却しております。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」（信託業務を営む連結子会社は現金及び日本銀行への預け金）であります。

(17) 消費税等の会計処理

当社並びに国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当連結会計年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当連結会計年度から適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社の株式及び出資金を除く) 119,478百万円
2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は15,500百万円、再貸付に供している有価証券は866,678百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは48,103百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,919百万円、延滞債権額は53,778百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は191百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は34,343百万円あります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,233百万円あります。
 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,299百万円あります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	16,987百万円
有価証券	812,175百万円
貸出金	3,624,556百万円
その他資産	29,604百万円
担保資産に対応する債務	
預金	25,784百万円
売現先勘定	685,264百万円
債券貸借取引受入担保金	13,699百万円
借入金	1,969,804百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券671,882百万円を差し入れております。
 また、その他資産には、先物取引差入証拠金7,781百万円、保証金35,909百万円及び金融商品等差入担保金493,052百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は11,960,257百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,092,361百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、三井住友信託銀行株式会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,808百万円

- | | | |
|-----|---|------------|
| 11. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 151,021百万円 |
| 12. | 有形固定資産の圧縮記帳額 | 26,415百万円 |
| 13. | 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金105,000百万円が含まれております。このうち、実質破綻時債務免除特約付劣後借入金は、10,000百万円であります。 | |
| 14. | 社債には、劣後特約付社債701,597百万円が含まれております。このうち、実質破綻時債務免除特約付劣後社債は、350,000百万円であります。 | |
| 15. | 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は109,176百万円であります。 | |
| 16. | 三井住友信託銀行株式会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託3,882,168百万円、貸付信託10,262百万円であります。 | |

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益46,243百万円、持分法投資利益6,950百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損5,906百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結 会計年度 期首株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,903,486	—	3,513,137	390,348	(注) 1、2
自己株式					
普通株式	57,991	20,039	70,220	7,810	(注) 1、3、4

- (注) 1. 平成 28 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株を 1 株とする株式併合を実施いたしました。
 2. 普通株式の発行済株式にかかる減少 3,513,137 千株は、株式併合による減少であります。
 3. 普通株式の自己株式数の増加 20,039 千株の内訳は、以下のとおりであります。
 (株式併合前)
 ・ 単元未満株式の買取による増加 26 千株
 ・ 平成 28 年 5 月 12 日の取締役会において決議いたしました自己株式の取得を実施したことによる増加 20,000 千株
 (株式併合時・株式併合後)
 ・ 株式併合に伴う割当端数株式の買取による増加 4 千株
 ・ 単元未満株式の買取による増加 8 千株
 4. 普通株式の自己株式数の減少 70,220 千株の内訳は、以下のとおりであります。
 (株式併合前)
 ・ 単元未満株式の買増請求による減少 2 千株
 ・ ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少 7 千株
 (株式併合時・株式併合後)
 ・ 株式併合による減少 70,207 千株
 ・ 単元未満株式の買増請求による減少 0 千株
 ・ ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少 2 千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権	577
連結子会社 (日興アセット マネジメント株式会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	—

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	24,995 百万円	(注)6.50 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日
平成 28 年 11 月 14 日 取締役会	普通株式	24,865 百万円	(注)6.50 円	平成 28 年 9 月 30 日	平成 28 年 12 月 2 日

- (注) 1 株当たり配当額については、基準日が平成 28 年 10 月 1 日付の株式併合より前であるため、株式併合を加味しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	24,864 百万円	利益剰余金	65.00円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成29年3月31日現在

現金預け金勘定	26,944,478百万円
信託業務を営む連結子会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△2,413,086百万円
現金及び現金同等物	<u>24,531,391百万円</u>

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループでは、銀行持株会社である当社のもとで、三井住友信託銀行株式会社における信託銀行業務を中心に多様な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、主として個人・法人からの預金、借入金の受入及び社債の発行による資金調達を行い、個人・法人向けの貸出や有価証券により資金運用を行っております。

金融資産及び金融負債の運用や調達については、グループの各社が年度の計画などにおいてその方針、手段などを定めております。

当グループ全体の金融資産及び金融負債に係るリスクについては当社がそのモニタリングを行っております。

三井住友信託銀行株式会社では、各々のリスクに係るモニタリングを行うとともに、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。また、三井住友信託銀行株式会社は、資産・負債から生じる市場リスクなどを経営体力に相応しい水準にコントロールするためデリバティブ取引を行っております。また、三井住友信託銀行株式会社は、銀行法施行規則第13条の6の3に基づき、特定取引勘定(以下、「トレーディング勘定」という。)を設置して、それ以外の勘定(以下、「バンキング勘定」という。)と区分の上、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。また、一部の連結子会社は、有価証券のトレーディングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① トレーディング勘定

当グループは、売買目的有価証券のほか、金利、通貨、債券、信用及び商品の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

② バンキング勘定

当グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行等の信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

個人・法人預金、借入金、社債は、一定の環境の下で当グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当グループは、市場リスクを回避する目的で、金利、通貨、株式、債券及び信用の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

主要なリスクである金利リスクについては、金利スワップ取引等をヘッジ手段として、貸出金、預金等の多数の金融資産・負債を金利リスクの特性毎に区分した上で包括的に管理の上、ヘッジ会計を適用しております。また、一部の資産・負債については、個別取引毎にヘッジ会計を適用しております。

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

なお、ヘッジ会計の方法は、「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当グループでは、取締役会で定めた「リスク管理方針」に従い、全社を通じた各リスク・カテゴリーに関する一連のPDCA(Plan・Do・Check・Action、計画・実行・評価・改善)サイクルの実効性確保をリスク管理の基本と考えています。

各リスク・カテゴリー毎のリスク管理体制は以下の通りです。

① 信用リスクの管理

信用リスクは当グループが提供する金融商品において与信先またはカウンターパーティーが債務を履行できなくなり、財務的損失を被ることとなるリスクのことであり、主に貸出金をはじめとする債権や有価証券から発生いたします。信用リスクは、金融の基本的機能である「信用創造機能」にかかわる最も基本的なリスクであり、信用リスク管理態勢を

より一層高度化するとともに、新規の健全な資金需要にも前向きに取り組むことで、与信ポートフォリオの分散と顧客基盤強化を進めております。

(i) リスク管理方針

当グループは信用リスク管理の基本方針を「与信ポートフォリオの分散化」と「個別与信管理の厳正化」としております。

前者について当グループは、与信先毎の信用限度額に基づいてエクスポージャーを管理し、大口与信先に対するリスク顕在化の影響度や業種の分散について信用リスク量の計量を含め定期的に検証を実施しております。また、国別の与信集中リスクについても管理しております。

後者については、案件審査や自己査定、信用格付等の運用を通じて、個別の与信管理を精緻に実施しております。信用格付は与信先の信用状況、案件のデフォルト発生の可能性を段階的に表現したものであり、個々の案件審査や与信ポートフォリオ管理の基礎データとなります。また、自己査定を通じて、取引先の財務状況、資金繰り、収益力などの分析による返済能力、債権の回収可能性等の評価を常時行っております。

(ii) リスク管理体制

三井住友信託銀行株式会社では、取締役会が経営計画において、信用リスク管理に関する重要事項を決定するとともに、信用リスク管理(資産査定管理を含む。)に関する報告などを踏まえ、与信戦略及びリスク資本配賦計画を決議し、自己査定基準を承認することを通じ資産の健全性を確保しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては審査部署と営業店部を互いに分離し相互牽制が働く体制としております。このほか、調査部が中立的な立場で産業調査・個別企業の信用力調査並びに定量的分析などに基づく信用格付を実施し信用リスクを評価しております。また、経営会議や投融資審議会等を定期的に開催し、信用リスクの管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、各種会議体による審議に加え、リスク統括部が信用リスク管理運営の妥当性の検証を実施することにより、適切なリスク管理運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等の様々な市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む。)の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスクを指します。

(i) リスク管理方針

当グループは、市場リスク管理にあたって、リスクの適切なコントロールにより業務の健全性の確保を求めるとともに、管理態勢の高度化に取り組むことにより、当社グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適正な収益の確保を目指しています。

(ii) リスク管理体制

当グループでは、市場リスク管理における各種リミットの設定・管理、組織分離等の基本方針を「リスク管理規程」に定め、その具体的な管理方法については「市場リスク管理規則」において定めております。取引実施部門と後方事務部門を明確に分離し、両者から独立して双方を牽制するリスク管理部門としての機能を担うリスク統括部が、市場リスクを一元的に管理することにより、相互牽制が働く体制を取っており、各種リミットの遵守状況や市場リスクの把握・分析結果については、日次で担当役員へ報告されるとともに、取締役会等に対して定期的に報告しております。

三井住友信託銀行株式会社の取締役会は、経営計画において、市場リスクに関する重要事項としてALM基本計画及びリスク管理計画を決議しております。ALM審議会は全社的な観点による資産・負債の総合的なリスク運営・管理に関するALM基本計画及び市場リスクに関する基本的事項を決議しております。

三井住友信託銀行株式会社では、市場リスク管理の企画・推進はリスク統括部が行っております。リスク統括部は、リスク量・損益の計測、ALM基本計画などの下で運営される市場リスクの状況をモニタリングし、リスクリミット等の遵守状況を監視しております。また、その結果をALM審議会の構成員に日次で報告するとともに、ALM審議会や取締役会等に対して定期的に報告しております。

(iii) 市場リスクの管理手法

市場リスクの把握にはVaR(Value at Risk)を用いております。VaRとは、過去

の市場変動実績から一定の条件の下で将来起こりうる最大損失額を統計的に予測する手法であります。当グループでは、自社で開発した内部モデルに基づき、V a R計測のほか、さまざまなリスク管理指標の算出やシミュレーションによるリスク管理を実施しております。

当グループの内部モデルによるV a R計測は、原則として分散・共分散法を基本に、オプション取引などの一部のリスク(非線形リスクなど)の計測については、ヒストリカル・シミュレーション法を併用しております。市場リスクはリスクの特性により、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスク等のリスク・カテゴリーに分類されますが、当グループでは、各リスク・カテゴリー間の相関を考慮せず、それぞれのリスク・カテゴリーを単純合算して市場リスクの算出を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング勘定

当グループでは、トレーディング勘定で保有する「売買目的有価証券」及び通貨関連・金利関連の一部のデリバティブ取引に関してV a Rを用いたリスク管理を行っております。V a Rの算定にあたっては、分散・共分散法を主とした計測方法(保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間は主として260営業日間)を採用しております。

平成29年3月31日現在で当グループのトレーディング業務の市場リスク量(潜在的な損失額の推計値)は、全体で55億円であります。

なお、当グループでは、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。平成28年度に関して実施したバックテストの結果、実際の損失がV a Rを超えた回数は1回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) バンキング勘定

当グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債についてV a Rを用いたリスク管理を行っております。金利、為替及び信用スプレッドについては分散・共分散法、株価についてはヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法(保有期間はポジション特性に応じて設定(最長1年)、信頼区間99%、観測期間は原則として260営業日間、但し、株価については1年と5年の併用)を採用しております。

平成29年3月31日現在で当グループのバンキング業務の市場リスク量(潜在的な損失額の推計値)は、全体で8,024億円であります。

なお、当グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債のうち、実施対象と設定したポジションにつき、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金繰りリスク(資金調達に係る流動性リスク)の管理

資金繰りリスクとは、必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを指します。

(i) 資金繰りリスク管理方針

資金繰りリスクについては、リスクの顕在化により資金繰りに支障をきたせば、場合によっては当グループの経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識した上で、適正な資金繰りリスク管理態勢の整備・確立に向けた方針の策定・周知に取り組んでいます。

(ii) 資金繰りリスク管理体制・管理方法

資金繰りリスク管理部署は、取締役会で半期毎に承認されたリスク管理計画に基づき、資金繰り管理部署と連携し、当グループのリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、資金繰りの逼迫度を適切に判定しています。

資金繰り管理部署は、資金繰りリスクを回避するため、あらかじめ定められた適切な限度枠を遵守する資金繰り運営を行い、資金繰りリスク管理部署はその遵守状況をモニタリングしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注 2) 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金 (* 1)	26,944,375	26,944,375	—
(2) コールローン及び買入手形	124,706	124,706	—
(3) 買現先勘定	83,888	83,888	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	480,453	480,453	—
(5) 買入金銭債権 (* 1)	872,988	873,742	754
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	58,201	58,201	—
(7) 金銭の信託	1,550	1,550	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	254,325	281,139	26,813
その他有価証券	4,615,771	4,615,771	—
(9) 貸出金	28,040,446		
貸倒引当金 (* 2)	△104,393		
	27,936,053	28,174,222	238,168
(10) 外国為替	16,189	16,189	—
(11) リース債権及びリース投資資産 (* 1)	665,695	678,065	12,369
資産計	62,054,200	62,332,306	278,105
(1) 預金	36,000,814	36,043,426	42,612
(2) 譲渡性預金	7,326,617	7,326,617	—
(3) コールマネー及び売渡手形	54,089	54,089	—
(4) 売現先勘定	1,063,737	1,063,737	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	13,699	13,699	—
(6) 借入金	3,463,105	3,470,544	7,438
(7) 外国為替	236	236	—
(8) 短期社債	904,248	904,248	—
(9) 社債	1,385,098	1,416,114	31,015
(10) 信託勘定借	10,274,143	10,274,143	—
負債計	60,485,792	60,566,859	81,067
デリバティブ取引 (* 3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	69,441	69,441	—
ヘッジ会計が適用されているもの	17,516	17,516	—
デリバティブ取引計	86,957	86,957	—

(* 1) 現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金預け金、(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、(4) 債券貸借取引支払保証金、及び(10) 外国為替

これらの取引のうち、期限のない取引については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間(1年以内)であるものが大宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (5) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、取引金融機関又はブローカーから提示された価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、原則として、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

- (6) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。短期社債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

- (7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引所の価格又はブローカーから提示された価格を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

- (8) 有価証券

株式については取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関、ブローカーから提示された価格を時価としております。投資信託については、公表されている基準価額を時価としております。

自行保証付私募債等については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

- (9) 貸出金

貸出金については、貸出条件、内部格付及び期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しておりますが、貸出金の特性や、実行後の貸出先の信用状態から時価が帳簿価額と近似していると認められる変動金利貸出については、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

- (11) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

固定金利定期預金については、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、原則として、預入期間が短期間(1年以内)のもの及び変動金利によるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、(7) 外国為替、(8) 短期社債、及び(10) 信託勘定借

これらの取引のうち、期限のない取引については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものについては、将来のキャッシュ・フローを同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 社債

当社並びに連結子会社の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
買入金銭債権	33,127
有価証券	138,141
① 非上場株式(*3)	73,581
② 組合等出資金	53,670
③ その他(*3)	10,889
合計	171,269

(*1) 上記金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 子会社株式及び関連会社株式は、上記に含めておりません。

(*3) 当連結会計年度において、非上場株式について3,146百万円、その他について22百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△96

2. 満期保有目的の債券（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えるもの	国債	140,239	160,301	20,062
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	20,141	20,359	218
	その他	162,167	168,883	6,716
	外国債券	72,414	79,026	6,612
	その他	89,752	89,857	104
	小 計	322,547	349,544	26,996
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	9,000	8,937	△62
	その他	13,181	13,164	△16
	外国債券	12,530	12,514	△16
	その他	650	650	—
	小 計	22,181	22,102	△78
合 計		344,728	371,646	26,917

3. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	株式	1,341,234	599,790	741,444
	債券	506,763	503,492	3,271
	国債	44,991	44,926	65
	地方債	2,233	2,216	17
	短期社債	—	—	—
	社債	459,538	456,350	3,188
	その他	779,660	764,137	15,523
	外国株式	10,919	8,839	2,079
	外国債券	687,418	681,599	5,818
	その他	81,323	73,697	7,625
	小 計	2,627,658	1,867,419	760,238
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	株式	55,522	66,494	△10,971
	債券	340,796	342,296	△1,499
	国債	170,264	170,365	△100
	地方債	2,557	2,586	△28
	短期社債	—	—	—
	社債	167,973	169,344	△1,370
	その他	1,630,982	1,693,101	△62,119
	外国株式	10,512	11,443	△931
	外国債券	701,208	722,233	△21,024
	その他	919,261	959,425	△40,163
	小 計	2,027,301	2,101,892	△74,591
合 計		4,654,959	3,969,312	685,647

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	80,281	46,026	1,450
債券	318,513	1,977	361
国債	227,504	1,438	292
地方債	9,228	15	28
短期社債	—	—	—
社債	81,781	522	41
その他	3,376,224	19,884	122,888
外国債券	3,142,440	19,453	118,303
その他	233,784	431	4,584
合 計	3,775,020	67,888	124,700

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

5. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券8,821百万円(外国債券)について、米国金融規制改革法への対応のため売却を前提に、保有目的をその他有価証券に変更しております。

なお、当該債券については全て当連結会計年度中に売却が完了しており、この変更による連結財務諸表への影響はありません。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式 679 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ 30%以上下落した場合としております。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	152	△0

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,498	1,082	415	415	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	681,642
その他有価証券	681,226
その他の金銭の信託	415
(△) 繰延税金負債	206,591
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	475,051
(△) 非支配株主持分相当額	241
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,039
その他有価証券評価差額金	476,848

- (注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 722 百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
3. 保有目的を変更した有価証券に関して変更時に生じた評価差額の当連結会計年度末における未償却残高については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 営業経費 165 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 22 中央三井信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 19 中央三井アセット信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 7 住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 24 上記の合計 72	当社の取締役及び執行役員 22 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 44 上記の合計 66
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 28,600 株	普通株式 26,000 株
付与日	平成 23 年 7 月 26 日	平成 24 年 7 月 18 日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内 1 名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	平成 23 年 7 月 26 日から 平成 25 年 7 月 25 日まで	平成 24 年 7 月 18 日から 平成 26 年 7 月 17 日まで
権利行使期間	平成 25 年 7 月 26 日から 平成 33 年 7 月 25 日まで	平成 26 年 7 月 18 日から 平成 34 年 7 月 17 日まで

(注) 平成 28 年 10 月 1 日付株式併合(10 株につき 1 株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 22 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 38 上記の合計 60	当社の取締役及び執行役員 23 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 40 上記の合計 63
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 39,800株	普通株式 40,400株
付与日	平成25年7月19日	平成26年8月1日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合には限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合には限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
対象勤務期間	平成25年7月19日から 平成27年7月18日まで	定めがない
権利行使期間	平成27年7月19日から 平成35年7月18日まで	平成26年8月31日から 平成56年7月31日まで

(注) 平成28年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 19 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 44 上記の合計 63	当社の取締役及び執行役員 21 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 42 上記の合計 63
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 32,700株	普通株式 51,000株
付与日	平成27年7月31日	平成28年7月29日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	定めがない	同左
権利行使期間	平成27年8月31日から 平成57年7月30日まで	平成28年8月31日から 平成58年7月28日まで

(注) 平成28年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第1回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第2回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第3回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第4回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第5回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第6回新株 予約権
権利確定前 (株)						
前連結会計 年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	51,000
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	51,000
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)						
前連結会計 年度末	23,400	22,500	39,300	38,700	32,700	—
権利確定	—	—	—	—	—	51,000
権利行使	700	400	—	2,200	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	22,700	22,100	39,300	36,500	32,700	51,000

(注) 平成28年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第1回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第2回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第3回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第4回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第5回新株 予約権	三井住友ト ラスト・ホ ールディン グス株式会 社 第6回新株 予約権
権利行使価格 (円)	4,000	4,000	5,190	1	1	1
行使時平均株 価(円)	4,281	4,375	—	3,651	—	—
付与日におけ る公正な評価 単価(円)	620	340	1,460	4,240	5,447	3,246

(注) 平成28年10月1日付株式併合(10株につき1株の割合)を考慮した額を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第6回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

		三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権
株価変動性	(注) 1	40.4%
予想残存期間	(注) 2	1.70年
配当利回り	(注) 3	3.75%
無リスクの利子率	(注) 4	△0.36%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する過去の連続した期間の各週最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率であります。
2. ストック・オプションの予想残存期間を合理的に見積もることが困難であるため、新株予約権者の予想在任期間によって見積もっております。
3. 平成28年3月期の普通株式配当実績によります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループは、三井住友信託銀行グループ(三井住友信託銀行株式会社及びその連結会社)と、その他の連結会社で構成されており、三井住友信託銀行グループを報告セグメント「三井住友信託銀行」としております。報告セグメントの主たる業務は、以下に示すとおりです。

「三井住友信託銀行」・・・・・・・・・・・・・・・・信託銀行業務

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は税金等調整前当期純利益であります。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額と同一であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	三井住友 信託銀行	計				
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	1,228,070	1,228,070	37,523	1,265,593	△4,321	1,261,272
セグメント間の内部経常収益	16,587	16,587	88,421	105,009	△105,009	—
計	1,244,658	1,244,658	125,944	1,370,603	△109,331	1,261,272
セグメント利益	172,427	172,427	62,195	234,622	△43,487	191,135
セグメント資産	52,540,547	52,540,547	15,316,970	67,857,518	△2,403,792	65,453,725
セグメント負債	49,907,542	49,907,542	13,628,201	63,535,744	△873,701	62,662,042
その他の項目						
減価償却費	25,390	25,390	6,946	32,336	—	32,336
のれんの償却額	9,964	9,964	—	9,964	△499	9,464
資金運用収益	389,888	389,888	62,131	452,020	△67,665	384,354
資金調達費用	165,813	165,813	9,631	175,444	△10,173	165,271
持分法投資利益	6,950	6,950	—	6,950	—	6,950
特別利益	1,615	1,615	—	1,615	—	1,615
(固定資産処分益)	1,615	1,615	—	1,615	—	1,615
特別損失	6,855	6,855	7	6,863	—	6,863
(固定資産処分損)	984	984	7	992	—	992
(減損損失)	5,870	5,870	—	5,870	—	5,870
のれんの未償却残高	94,490	94,490	—	94,490	△3,998	90,492
持分法適用会社への投資額	86,149	86,149	—	86,149	—	86,149

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「三井住友信託銀行」については、連結数値で記載しております。
3. 「その他」の区分は、三井住友信託銀行グループ以外の連結会社であり、当社を含んでおります。
4. 調整額は連結調整によるものであり、企業結合に伴い発生した評価差額の実現を含んでおります。
5. セグメント利益は、連結損益計算書の税金等調整前当期純利益と調整を行っております。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	信託銀行業	リース業	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	788,279	231,298	241,693	1,261,272

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「信託銀行業」については、三井住友信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の経常収益であります。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア・ オセアニア	合計
1,082,383	74,997	41,723	62,168	1,261,272

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州」「アジア・オセアニア」に分類しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当グループと当グループの顧客との取引により発生する経常収益において、その多様な取引を膨大な相手先別に区分していないため、主要な顧客ごとの情報については記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	6,437 円 58 銭
1株当たり当期純利益金額	317 円 24 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	317 円 16 銭

(注)平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算出しております。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (平成 29 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	百万円	2,791,682
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	329,065
うち新株予約権	百万円	577
うち非支配株主持分	百万円	328,488
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,462,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	382,537

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	121,446
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る 親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	121,446
普通株式の期中平均株式数	千株	382,818
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	104
うち新株予約権	千株	104
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		当社 第1回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 22,700株 第2回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 22,100株 第3回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 39,300株 連結子会社（日興アセットマネジメント株式会社） 新株予約権（ストック・オプション） 同社普通株式 9,159,300株

(重要な後発事象)

(優先出資証券の償還)

1. 当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるMTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limitedの発行した優先出資証券について、全額を償還することを承認する決議を行い、同社を解散する方針を決定いたしました。

詳細につきましては、本日(平成29年5月15日)別途開示いたしました「優先出資証券の償還、子会社の解散及び特定子会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSTB Preferred Capital 3 (Cayman) Limitedの発行した優先出資証券について、全額を償還することを承認する決議を行い、同社を解散する方針を決定いたしました。

詳細につきましては、本日(平成29年5月15日)別途開示いたしました「優先出資証券の償還、子会社の解散及び特定子会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

第6期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の業績の概要

平成29年5月15日開催の取締役会において承認を受け、公表した第6期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、この財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

なお、財務諸表に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,205	1,747
有価証券	69,000	62,000
前払費用	6	26
未収還付法人税等	11,187	11,186
その他	1,164	1,758
流動資産合計	82,563	76,718
固定資産		
有形固定資産	0	0
工具、器具及び備品	0	0
無形固定資産	1	0
ソフトウェア	1	0
投資その他の資産	1,741,388	1,891,388
投資有価証券	652	652
関係会社株式	1,530,642	1,530,642
関係会社長期貸付金	210,000	360,000
その他	94	94
固定資産合計	1,741,389	1,891,389
繰延資産		
株式交付費	227	—
繰延資産合計	227	—
資産合計	1,824,180	1,968,108
負債の部		
流動負債		
未払費用	2,010	2,577
未払法人税等	7	11
前受収益	251	—
賞与引当金	66	71
その他	226	123
流動負債合計	2,562	2,783
固定負債		
社債	328,000	468,000
長期借入金	—	10,000
その他	36	36
固定負債合計	328,036	478,036
負債合計	330,598	480,820

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金		
資本準備金	702,933	702,933
その他資本剰余金	338,540	338,539
資本剰余金合計	1,041,474	1,041,473
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	217,175	217,690
利益剰余金合計	217,175	217,690
自己株式	△27,097	△34,061
株主資本合計	1,493,160	1,486,710
新株予約権	421	577
純資産合計	1,493,582	1,487,288
負債純資産合計	1,824,180	1,968,108

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	54,778	54,700
関係会社受入手数料	5,148	3,517
営業収益合計	59,926	58,218
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,315	2,035
営業費用合計	2,315	2,035
営業利益	57,611	56,183
営業外収益		
受取利息	2,280	4,861
有価証券利息	34	0
受取手数料	224	170
その他	76	133
営業外収益合計	2,615	5,165
営業外費用		
支払利息	—	4
社債利息	7,023	9,584
株式交付費償却	1,365	227
社債発行費	1,116	866
その他	216	288
営業外費用合計	9,722	10,971
経常利益	50,504	50,378
税引前当期純利益	50,504	50,378
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等合計	1	1
当期純利益	50,503	50,376

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	338,539	1,041,473	216,777	216,777
当期変動額						
剰余金の配当					△50,105	△50,105
当期純利益					50,503	50,503
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	0	0	397	397
当期末残高	261,608	702,933	338,540	1,041,474	217,175	217,175

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△17,057	1,502,802	246	1,503,048
当期変動額				
剰余金の配当		△50,105		△50,105
当期純利益		50,503		50,503
自己株式の取得	△10,069	△10,069		△10,069
自己株式の処分	29	29		29
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			175	175
当期変動額合計	△10,040	△9,642	175	△9,466
当期末残高	△27,097	1,493,160	421	1,493,582

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	338,540	1,041,474	217,175	217,175
当期変動額						
剰余金の配当					△49,861	△49,861
当期純利益					50,376	50,376
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△0	△0	515	515
当期末残高	261,608	702,933	338,539	1,041,473	217,690	217,690

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△27,097	1,493,160	421	1,493,582
当期変動額				
剰余金の配当		△49,861		△49,861
当期純利益		50,376		50,376
自己株式の取得	△6,983	△6,983		△6,983
自己株式の処分	19	18		18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			155	155
当期変動額合計	△6,964	△6,449	155	△6,294
当期末残高	△34,061	1,486,710	577	1,487,288

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。